

2026年1月30日

東急少額短期保険株式会社

令和8年1月21日からの大雪に係る災害等により被害を受けられた皆さまへ

令和8年1月21日からの大雪に係る災害等により、被害を受けられました皆さんに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、下記の窓口におきまして、ご契約者の皆さんからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

— 災害救助法適用に伴う特別措置のご案内 —

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆さんを対象に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社ホームページよりご連絡ください。

ホームページお問い合わせフォーム <https://www.tssi.co.jp/ask/>

適用地域の最新情報は、内閣府ホームページにてご確認ください。

► [内閣府ホームページ：令和8年1月21日からの大雪に係る災害救助法の適用について](#)

以上